

接続約款変更届出書

令和3年6月23日

総務大臣 殿

郵便番号 〒108-0075
住所 東京都港区港南二丁目16番1号
氏名 UQコミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長 竹澤 浩

登録年月日 平成20年7月1日
登録番号 第335号
法人番号 2010401075423
連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和3年7月1日
------	----------

電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新	旧
<p>(準用の除外)</p> <p>第 6 条 特定携帯電話事業者約款の規定のうち、第 4 条（直収パケット接続事業者の料金及び技術的条件等）、第 6 条（標準的な接続箇所）表中（1）中継交換機の伝送装置及び（3）文字メッセージ通信用信号変換装置の伝送装置、第 5 5 条（ローミングに係る譲渡の承認）、第 6 5 条（従量制の網使用料の支払義務）、第 6 8 条（手続費の支払義務）第 1 項第 1 号及び第 2 号、第 6 8 条の 2（ユニバーサルサービス料の支払義務）、<u>第 6 8 条の 2 の 2（電話リレーサービス料の支払義務）</u>、第 6 9 条（従量制の網使用料の計算方法）、第 7 0 条（通信時間の測定等）、第 8 0 条（債権譲受）、第 7 5 条（接続料金の遡及適用）第 1 項、第 8 1 条（債権譲渡）、第 9 0 条（ローミングに係る特例）、第 9 6 条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）、料金表通則（料金等の臨時減免）、料金表第 1 表接続料金第 1 網使用料 2 料金額における 2-1 端末接続機能、2-2 MNP 転送機能、2-6 文字メッセージ通信接続機能、料金表第 2 表工事費 2 工事費の額 2-1 工事費表中（1）トランスレータ変更工事費、料金表第 3 表手続費表中（1）料金回収手続費、（2）債権譲受手続費及び（3）お客様情報照会書作成手続費は、この約款に準用しません。</p> <p>2～3（略）</p> <p>(準用の一部除外)</p> <p>第 7 条 特定携帯電話事業者約款の規定のうち、第 6 4 条（料金等）、第 7 1 条（料金等の支払い）におけるユニバーサルサービス料<u>及び電話リレーサービス料</u>に係る規定は、この約款に準用しません。</p> <p><u>附則（令和 3 年 6 月 2 3 日 21-UQ 涉-023 号）</u> <u>この改正規定は令和 3 年 7 月 1 日から実施します。</u></p>	<p>(準用の除外)</p> <p>第 6 条 特定携帯電話事業者約款の規定のうち、第 4 条（直収パケット接続事業者の料金及び技術的条件等）、第 6 条（標準的な接続箇所）表中（1）中継交換機の伝送装置及び（3）文字メッセージ通信用信号変換装置の伝送装置、第 5 5 条（ローミングに係る譲渡の承認）、第 6 5 条（従量制の網使用料の支払義務）、第 6 8 条（手続費の支払義務）第 1 項第 1 号及び第 2 号、第 6 8 条の 2（ユニバーサルサービス料の支払義務）、第 6 9 条（従量制の網使用料の計算方法）、第 7 0 条（通信時間の測定等）、第 8 0 条（債権譲受）、第 7 5 条（接続料金の遡及適用）第 1 項、第 8 1 条（債権譲渡）、第 9 0 条（ローミングに係る特例）、第 9 6 条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）、料金表通則（料金等の臨時減免）、料金表第 1 表接続料金第 1 網使用料 2 料金額における 2-1 端末接続機能、2-2 MNP 転送機能、2-6 文字メッセージ通信接続機能、料金表第 2 表工事費 2 工事費の額 2-1 工事費表中（1）トランスレータ変更工事費、料金表第 3 表手続費表中（1）料金回収手続費、（2）債権譲受手続費及び（3）お客様情報照会書作成手続費は、この約款に準用しません。</p> <p>2～3（略）</p> <p>(準用の一部除外)</p> <p>第 7 条 特定携帯電話事業者約款の規定のうち、第 6 4 条（料金等）、第 7 1 条（料金等の支払い）におけるユニバーサルサービス料に係る規定は、この約款に準用しません。</p>

※準用する特定携帯電話事業者約款の新旧対照は別添のとおり。

準用する特定携帯電話事業者約款の新旧対照

新	旧
<p>(料金等)</p> <p>第64条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が設定する接続料は、料金及び工事又は手続きに関する費用とします。</p> <p>2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が設定する料金は、料金表第1表（接続料金）に規定する接続料金とし、これを網使用料及び網改造料に分類します。</p> <p>3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が設定する接続において必要となる工事又は手続きに関する費用は、料金表第2表（工事費）又は第3表（手続費）に規定する工事費又は手続費とします。</p> <p>4 前3項に規定する料金及び費用のほか、当社はユニバーサルサービス料、<u>電話リレーサービス料</u>及びa u I Cカードの貸与に係る費用を設定します。</p> <p>(定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第65条の2 当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備との接続において定額制の網使用料の支払いを要する電気通信事業者は、第57条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表2第4表（網使用料支払事業者）及び備考欄に規定するところによります。</p> <p>2 前項の規定により支払いを要することとなる協定事業者は、第69条の2（定額制の網使用料、<u>ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料</u>の計算方法）の規定に基づいて算定した定額制の網使用料を支払うことを要します。</p> <p>3～5（略）</p> <p>第3節の2 ユニバーサルサービス料<u>及び電話リレーサービス料</u>の支払義務</p> <p>(<u>電話リレーサービス料の支払義務</u>)</p> <p><u>第68条の2の2 協定事業者は、第65条の2（定額制の網使用料の支払義務）第1項の規定に基づき別表1（接続により提供する機能）に規定する直収パケット接続回線管理機能又はO O X Y自動接続回線管理機能の支払いを要する場合には、当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対して電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、a u通信サービス契約約款又はL PWA契約約款に規定する電話リレーサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要する電話リレーサービス料の料金額は、a u通信サービス契約約款又はL PWA契約約款に規定する電話リレーサービス料に相当する額とします。</u></p> <p><u>3 協定事業者は、その暦月の末日において、第1項に係る機能の提供を受けている場合、第2項に定める電話リレーサービス料の支払いを要します。</u></p>	<p>(料金等)</p> <p>第64条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が設定する接続料は、料金及び工事又は手続きに関する費用とします。</p> <p>2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が設定する料金は、料金表第1表（接続料金）に規定する接続料金とし、これを網使用料及び網改造料に分類します。</p> <p>3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が設定する接続において必要となる工事又は手続きに関する費用は、料金表第2表（工事費）又は第3表（手続費）に規定する工事費又は手続費とします。</p> <p>4 前3項に規定する料金及び費用のほか、当社はユニバーサルサービス料及びa u I Cカードの貸与に係る費用を設定します。</p> <p>(定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第65条の2 当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備との接続において定額制の網使用料の支払いを要する電気通信事業者は、第57条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表2第4表（網使用料支払事業者）及び備考欄に規定するところによります。</p> <p>2 前項の規定により支払いを要することとなる協定事業者は、第69条の2（定額制の網使用料<u>及びユニバーサルサービス料</u>の計算方法）の規定に基づいて算定した定額制の網使用料を支払うことを要します。</p> <p>3～5（略）</p> <p>第3節の2 ユニバーサルサービス料の支払義務</p> <p>【新設】</p>

新	旧
<p>(定額制の網使用料、<u>ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料</u>の計算方法)</p> <p>第69条の2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、定額制の網使用料、<u>ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料</u>は暦月に従って計算します。</p> <p>2 (略)</p> <p>(料金等の支払い)</p> <p>第71条 協定事業者は、料金等(接続料金、工事費、手続費、割増金、預託金、延滞利息、ユニバーサルサービス料、<u>電話リレーサービス料</u>、au ICカードの貸与に係る費用、業務支援システムの利用に係る費用又は業務支援端末の貸与に係る費用をいいます。以下同じとします。)について、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>附 則 (令和3年6月23日KDDI移企調第1980号及びOCT技第21-021号)</u> <u>(実施時期)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。</u></p>	<p>(定額制の網使用料<u>及びユニバーサルサービス料</u>の計算方法)</p> <p>第69条の2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、定額制の網使用料<u>及びユニバーサルサービス料</u>は暦月に従って計算します。</p> <p>2 (略)</p> <p>(料金等の支払い)</p> <p>第71条 協定事業者は、料金等(接続料金、工事費、手続費、割増金、預託金、延滞利息、ユニバーサルサービス料、au ICカードの貸与に係る費用、業務支援システムの利用に係る費用又は業務支援端末の貸与に係る費用をいいます。以下同じとします。)について、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。</p> <p>2 (略)</p>